

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	五洋建設 株式会社	東京都文京区後楽2丁目2番8号
2	昭和建設 株式会社	茨城県水戸市千波町1905番地

2 入札参加資格停止措置期間

上記1の者 平成30年3月7日から平成30年5月6日まで（2カ月間）

上記2の者 平成30年3月7日から平成30年6月6日まで（3カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

元請負人の日立造船・極東・五洋・昭和特定建設工事共同企業体が受注した水戸市新清掃工場建設工事のうち、建屋建設工事（分担施工方式）の請負人である五洋・昭和特定建設工事共同企業体は、平成30年2月27日、建屋建設工事の基礎工事現場において、工事係員1名が高さ約4.1メートルの昇降足場から転落し、死亡する工事関係者事故を起こした。

5 短期加重の概要

昭和建設(株)は、本市発注の水戸市新庁舎建設工事において、平成29年7月26日から平成29年8月15日まで本市から入札参加資格停止措置を受けており、当該措置満了の日から1年を経過しない期間であることから、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第79条第1項の規定により入札参加資格停止期間の短期加重措置とした。ただし、当初の入札参加資格停止期間が1カ月に満たないため1.5倍の期間とする。

6 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程(以下「契約規程」という。)第75条第1項別表第3第6項「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（市発注工事等）」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第3第6項ウ 「安全管理の措置の不適切により工事関係者に死亡者を生じさせた」と認められるとき。」	当該認定をした日から2カ月